別表第一の一の㈠の表合計の項を次のように改める。

合計	五五〇	一、七五三	八三五	一九、五七二 （一五、二六五）	五、四二九 （二、五六五）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七七二	一、四一〇	一、〇一七	一四、九二二 （一一、六〇〇）	四、〇一六 （一、九八三）

別表第一の一の㈡の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	六八	一、四〇四	二七四	八、九七五 （六、四一四）	二、四〇三 （六四七）

別表第一の一の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	八四〇	二、八一四	一、二九一	二三、八八七 （一八、〇一四）	六、四一九 （二、六三〇）

別表第一の二の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二五〇	三三七	二七六	一九、五七二 （一五、二六五）	五、四二九 （二、五六五）

別表第一の二の㈠の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一〇	二一一	四二	一四、九二二 （一一、六〇〇）	四、〇一六 （一、九八三）

別表第一の二の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二九六	四二〇	三三二	二三、八八七 （一八、〇一四）	六、四一九 （二、六三〇）

別表第一の二の㈡の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二二	四二三	八二	二四、〇一六 （一八、〇一四）	六、四一九 （二、六三〇）

別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

合計	三一七	八四二	四一四	二四、〇一六 （一八、〇一四）	六、四一九 （二、六三〇）

別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五一五	六六九	二六一	一二、八七三 （一〇、二七七）	三、六六〇 （一、九一八）

別表第一の三の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二六一	五二一	一九〇	六、四一九 （二、六三〇）	一、七六九 （六四七）

別表第一の三の表合計の項を次のように改める。

合計	七七六	一、一九〇	三四	二六、八八七 （一八、〇一四）	六、四一九 （二、六三〇）

附　則

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第百三十五号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五一五	一、〇五一	六九七	一二、八七三 （一〇、二七七）	三、六六〇 （一、九一八）

別表第一の一の㈠の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	三五	七〇二	一三八	六、六九九 （四、九八八）	一、七六九 （六四七）

別表第一の一の㈠の表合計の項を次のように改める。

合計	五五〇	一、七五三	八三五	一九、五七二 （一五、二六五）	五、四二九 （二、五六五）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七七二	一、四一〇	一、〇一七	一四、九二二 （一一、六〇〇）	四、〇一六 （一、九八三）

別表第一の一の㈡の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	六八	一、四〇四	二七四	八、九七五 （六、四一四）	二、四〇三 （六四七）

別表第一の一の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	八四〇	二、八一四	一、二九一	二三、八八七 （一八、〇一四）	六、四一九 （二、六三〇）

別表第一の二の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二五〇	三三七	二七六	一九、五七二 （一五、二六五）	五、四二九 （二、五六五）

別表第一の二の㈠の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一〇	二一一	四二	一四、九二二 （一一、六〇〇）	四、〇一六 （一、九八三）

別表第一の二の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二九六	四二〇	三三二	二三、八八七 （一八、〇一四）	六、四一九 （二、六三〇）

別表第一の二の㈡の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二二	四二三	八二	二四、〇一六 （一八、〇一四）	六、四一九 （二、六三〇）